

(仮称) 横須賀市自治基本条例骨子

平成24年（2012年）2月

政 策 推 進 部

<目次>

1 総則	(頁)
(1) 目的	2
(2) 自治の基本理念	2
(3) 定義	2
2 自治の担い手	
(1) 市民の権利	2
(2) 市民の責務	2
(3) 議会・議員の役割・責務	2
(4) 市長の役割・責務	3
(5) 市の執行機関・公営企業管理者の役割・責務	3
(6) 職員の役割・責務	3
(7) 自治の担い手の育成	3
3 自治の基本原則	3
4 市政運営	
(1) 市政運営	4
(2) 総合計画	4
(3) 行政組織	4
(4) 財政運営	4
(5) 行政評価	4
(6) 情報の共有	4
(7) 個人情報保護	4
(8) 行政手続	4
(9) 法令遵守	5
(10) 政策法務	5
(11) 安全の確保	5
(12) 意見等への対応	5
5 市民参加・市民協働	
(1) 市民参加	5
(2) 市民協働	5
(3) 市民活動	5
(4) 地域コミュニティ	5
(5) 地域自治組織	5
(6) 住民投票	6
6 広域連携・広域協力	6
7 条例の位置付け	6
8 条例の実効性の確保	
(1) 自治推進委員会	6
(2) 条例の改正	6

1 総則

(1) 目的

- ・この条例は、本市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民、議会、市長等の役割・責務や自治の基本原則を定めることにより、自治を実現することを目的とする。

(2) 自治の基本理念

- ・まちづくりの主役は市民である。
- ・市民は、市政に参加し、地域の諸課題に取り組むものとする。
- ・市長等及び議会は、自己決定・自己責任の原則に基づき、自立した市政運営を行うものとする。

(3) 定義

- ・この条例で、「市民」とは、在住、在勤、在学をしている人、事業者（事業活動を行うもの）、その他の納税者をいう。
- ・この条例で、「市長等」とは、市の執行機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいう。）及び公営企業管理者をいう。

2 自治の担い手

(1) 市民の権利

- ・市民は、市政に参加する権利を有する。
- ・市民は、市政に関する情報を知る権利を有する。
- ・これらの権利は、すべての市民が円滑に行使できるよう、配慮されなければならない。

(2) 市民の責務

- ・市民は、自治の担い手として、まちづくりに関心を持ち、まちづくりの活動に主体的に取り組むよう努めなければならない。
- ・市民は、まちづくりの活動を行う際には、自らの発言と行動に責任を持つとともに、お互いを尊重しなければならない。
- ・事業者は、社会的責任に基づき、まちづくりに参加するよう努めなければならない。

(3) 議会・議員の役割・責務

- ・議会は、議会基本条例に基づき、市政運営を監視し、また、政策を立案・提言するなど、公正性及び透明性を確保し、開かれた議会運営を行うものとする。
- ・議員は、市民全体の代表者として、公正かつ誠実に議員活動を行い、市民の負託に応えなければならない。

(4) 市長の役割・責務

- ・市長は、市の代表者として、公正かつ誠実に市政を運営し、市民の負託に応えなければならない。
- ・市長は、地域社会・市民生活などの実態や市民の意見を的確に把握し、市政に反映するよう努めなければならない。

(5) 市の執行機関・公営企業管理者の役割・責務

- ・市の執行機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会である。
- ・市の執行機関及び公営企業管理者は、権限に係る事務を他の執行機関等と連携し、公正かつ誠実に行わなければならない。

(6) 職員の役割・責務

- ・職員は、市民全体の奉仕者として、また、市民の一員であるという自覚を持って、公正かつ誠実に職務を行うものとする。
- ・職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努めなければならない。

(7) 自治の担い手の育成

- ・市民、議会、市長等は、持続可能なまちづくりを行うために、将来の自治の担い手を育てるよう努めなければならない。

3 自治の基本原則

- ・市民、議会、市長等は、次に掲げる基本原則にのっとり、自治を推進する。
 - (1) 参加の原則 市民の参加のもとに自治を推進すること。
 - (2) 協働の原則 市民協働により自治を推進すること。
 - (3) 情報共有の原則 市政に関する情報を共有すること。
 - (4) 評価・改善の原則 評価・改善により自治を推進すること。
 - (5) 広域連携の原則 他自治体と共通する課題の解決に向けて連携し、協力すること。

4 市政運営

(1) 市政運営

- ・市政は、自治の基本理念にのっとり、市民の負託のもとに、運営されるものとする。

(2) 総合計画

- ・市長は、総合的かつ計画的に市政を運営するため、基本構想、基本計画、実施計画からなる総合計画を策定するものとする。
- ・基本構想はまちづくりの基本的方向について、基本計画は基本構想を実現するための基本的な政策・施策について、実施計画は主要な事業を示すものである。
- ・基本構想と基本計画は、それぞれ議決を経て定める。
- ・市の各分野における基本となる計画を定めるときは、総合計画と整合を図らなければならない。

(3) 行政組織

- ・市長等は、多様化する行政課題に的確に対応し、効率的な業務の執行を進めるため、機能的な組織体制を整備するものとする。

(4) 財政運営

- ・市長は、持続可能な財政運営を行っていくために財政計画を策定し、財政の健全化を図るものとする。
- ・市長は、財政の状況を分かりやすく市民に公表するものとする。

(5) 行政評価

- ・市長等は、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、行政評価を実施するものとする。
- ・市長等は、行政評価の結果を市民に公表するものとする。

(6) 情報の共有

- ・市長等及び議会は、市政に関する情報を公開し、積極的に提供し、市民と情報を共有するものとする。
- ・情報の公開・提供に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(7) 個人情報の保護

- ・市長等及び議会は、保有する個人情報を適正に取り扱い、個人の権利利益を保護しなければならない。
- ・個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(8) 行政手続

- ・市長等は、市政運営の公正性・透明性を確保するために、行政手続を適正に行わなければならない。
- ・適正な行政手続の実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(9) 法令遵守

- ・市長等及び議会は、市民に信頼される市政運営を行うため、法令を遵守し、適正に職務を遂行しなければならない。

(10) 政策法務

- ・市長等及び議会は、自己決定・自己責任の原則に基づき、法令解釈を行い、条例等を策定することにより、政策を実施するものとする。

(11) 安全の確保

- ・市長等は、災害等の緊急の事態において、その影響を最小にとどめるよう、市民、関係する機関などと連携して、体制を整備しなければならない。

(12) 意見等への対応

- ・市長等は、市民から意見、苦情、不服等があったときは、速やかに、かつ、適切に対応しなければならない。

5 市民参加・市民協働**(1) 市民参加**

- ・市民は、政策の形成、実施、評価の過程に、参加することができる。
- ・市長等は、市民参加の多様な機会を整備するものとする。
- ・市民参加に関する事項は、別に条例で定める。

(2) 市民協働

- ・市民、議会、市長等は、市政の課題を解決するため、対等な立場において、それぞれの責任のもとに、役割を分担し、連携し、協力して行う市民協働によるまちづくりを推進するものとする。
- ・市民協働に関する事項は、別に条例で定める。

(3) 市民活動

- ・市長等は、市民による活動について、公益性・公平性に配慮して、その自主性・自立性を損なうことのないよう、支援するものとする。

(4) 地域コミュニティ

- ・市民は、地域におけるまちづくりに取り組む町内会・自治会をはじめとする地域コミュニティの活動について、互いに理解を深め、参加・協力し、よりよい地域社会の形成に努めるものとする。

(5) 地域自治組織

- ・市民は、一定のまとまりのある地域において活動するさまざまな団体等で構成する地域自治組織を設置することができる。
- ・地域自治組織の設置等に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(6) 住民投票

- ・市長は、市政に関する重要事項について、住民の意思を把握するため、その実施に関する共通事項を別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。
- ・住民投票は、当該重要事項に関する情報が住民に提供され、熟議を経た上で行われなければならない。
- ・市民、議会、市長等は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

6 広域連携・広域協力

- ・市長等は、行政サービスの維持・向上が図れるよう、共通する課題を持つ他自治体との連携、協力を推進するものとする。

7 条例の位置付け

- ・自治基本条例は、本市において最高規範性を持つ条例であり、他の条例、規則等は、この条例と整合を図るものとする。
- ・市民、議会、市長等は自治基本条例を遵守しなければならない。

8 条例の実効性の確保**(1) 自治推進委員会**

- ・市長は、自治基本条例の趣旨に沿った自治の推進を図るための機関を設置するものとする。

(2) 条例の改正

- ・この条例は、この条例の位置付けを踏まえた上で、必要に応じて改正するものとする。